証券コード 3905 2025年10月1日 (電子提供措置の開始日) 2025年9月25日

株主各位

東京都品川区西五反田一丁目3番8号 データセクション株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 石 原 紀 彦

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知 申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。なお、本臨時株主総会の招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に送付しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.datasection.co.jp/ir/convocation

【東証ウェブサイト】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (東証情報会社情報サービス)

上記の東証ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「データセクション」又は「コード」に当社証券コード「3905」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年10月16日(木曜日)午後6時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に印字された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

または、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙の右下部に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン 二次元コード」をスマートフォンで読み取っていただき、画面の案内 に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行 使期限までに到着するようお早めにご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年10月17日 (金曜日) 午前9時

(受付開始 午前8時30分)

2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル 3階

ベルサール八重洲「Room 4」

(会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の 会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意 ください。)

3. 目的事項決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による第23回新株予約権発行の件

以上

- ◎議決権行使の詳細につきましては、4頁の「議決権行使についてのご案内」及び5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使 書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正 内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年10月17日 (金曜日) 午前9時

(受付開始:午前8時30分)

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (https://www.web54.net) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年10月16日(木曜日)午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご 通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご 投函ください。

行使期限 2025年10月16日(木曜日)午後6時到着分まで

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する 賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限: 2025年10月16日 (木曜日) 午後6時 入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「歳伏惟打使コート」を入
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- 実際にご使用になる新しいパスワード を設定してください
- 「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権 行使に関するお問い合わせ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の現行定款6条に定める発行可能株式総数は30,400,000株であり、2025年8月29日現在の発行済株式総数は22,103,051株となっております。第2号議案に記載のデータセクション株式会社第23回新株予約権の発行による増資により調達した資金を用いたAIデータセンター事業の拡大により、株主価値向上及び企業価値向上を目指し、また、今後の資本政策に備えるべく、現行定款に定める発行可能株式総数を30,400,000株から88,000,000株に増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会の終結の時をもって、効力 を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 案
(発行可能株式総数)
第6条
当会社の発行可能株式総数は、
88,000,000株とする。

第2号議案 第三者割当による第23回新株予約権発行の件

1. 提案の理由

当社は、2025年9月10日(以下、「本発行決議日」といいます。)付の取締役会において、First Plus Financial Holdings Pte. Ltd.(以下、「First Plus 社」又は「割当予定先」といいます。)に対して、第三者割当によりデータセクション株式会社第23回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしました。本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている株式会社赤坂国際会計の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の1個あたり1,840円を発行価額としておりますが、行使価額を本発行決議日前取引日の終値である2,666円より53.11%ディスカウントしていること、受注確度が高い大口案件の受注が本発行決議日後に確定した場合の公表が株価動向に影響を及ぼし得ること等を踏まえ、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性があるものと判断いたしました。

本新株予約権が全て行使された場合に交付される総株式数は44,000,000株 (議決権個数440,000個)であり、2025年8月29日現在の当社株式の発行済株 式総数22,103,051株に対して199.07%(総議決権数(219,674個)に対する割 合200.30%)となる見込みです。

また、本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主が異動することが見込まれます。本議案は、会社法第244条の2第5項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は会社法第244条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものです。

以上により、本臨時株主総会にて、大規模な希薄化、支配株主の異動及び有利 発行による第三者割当に関する議案の承認(特別決議)をお願いするものであり ます。

2. 募集の概要

①割当日	2025年10月17日	
②発行新株予約権数	440,000個	
	総額809,600,000円	
③発行価額	(本新株予約権1個につき1,840円)	
	44,000,000株	
④当該発行による潜在株式数	(本新株予約権1個につき100株)	
	55,809,600,000円	
	(内訳)	
	本新株予約権発行による調達額:	
	809,600,000円	
⑤調達資金の額	本新株予約権行使による調達額:	
	55,000,000,000円	
	発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算	
	額については、下記「5.調達する資金の額、	
	使途及び支出予定時期」をご参照ください。	
⑥行使価額	行使価額1,250円	
	本新株予約権の行使に際して出資される財産	
	は、金銭又は当社及びFirst Plus社間の2025	
	年8月4日付極度方式基本契約(極度額	
	35,000,000米国ドル(注)、契約期間2年	
	間、金利4%。以下、「本基本契約」といい	
	ます。) に基づき、同社が当社に対して有す	
⑦出資の目的とする財産の	る貸金元本債権及び当該貸金元本債権に係る	
内容及び価格	利息債権の合計額とします。	
	なお、発行要項の定めに従い米国ドル建ての	
	金銭債権が出資される場合においては、かか	
	る金銭債権の価額は、本新株予約権の行使日	
	の直前の営業日における株式会社三菱UFJ銀	
	行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づい	
	て日本円に換算されるものとします。	
⑧募集又は割当方法	第三者割当の方法により、First Plus社に	
(割当予定先)	440,000個を割り当てます。	

⑨権利行使期間	2025年10月20日から2026年10月19日まで
	本新株予約権の発行については、本臨時株主
	総会において、発行可能株式総数の増加に係
	る定款変更に関する議案が承認されること、
	本新株予約権の発行に関する議案が特別決議
	により承認されること、金融商品取引法によ
	る発行登録の効力発生、並びに発行登録追補
	書類の提出を条件としております。
	当社は、割当予定先との間で本新株予約権に
	係る第三者割当契約(以下、「本第三者割当
	契約」といいます。) を締結する予定です。
	本第三者割当契約においては、割当予定先が
⑩その他	当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約
	権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人
	が本第三者割当契約の割当予定先としての権
	利義務の一切を承継する旨、下記「4. 募集の
	目的及び理由(3)資金調達方法の選択理由 <本
	資金調達方法のメリット>④行使制限」に記
	載のとおり、割当予定先の当社普通株式の所
	有割合が当社の発行済株式総数の33%を超え
	る場合、当社の事前承諾を要する旨、本新株
	予約権の累計行使数が220,000個を超える場
	合、一定の条件を満たさない限り、当社の事
	前承諾を要する旨が規定される予定です。

- (注) 1. 1米国ドルを2025年8月末日の終値147.02円にて円換算した金額は5.145百万円となります。
 - 2. 本新株予約権にかかる申込み及び払込みの方法は、払込期日までに本 新株予約権の総数引受契約を締結のうえ、払込期日において、割当予 定先の当社に対する貸金元本債権及び当該貸金元本債権に係る利息債 権(2025年9月10日現在の残高は元本4,849,128米国ドル、利息 20,739米国ドル(1米国ドルを2025年8月末日の終値147.02円にて 円換算した金額は元本712百万円、利息3百万円となります。))と 本新株予約権の払込債務を相殺し、発行価額の総額を払い込むものと します。

3. 割当予定先の概要 (2025年8月29日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·			
1	名称	First Plus Financial Holdings Pte. Ltd.			
2	所 在 地	8 MARINA VIEW #36-02 ASIA SQUARE			
	//I 1I 1E	TOWER 1 SINGAPORE			
3	代表者の役職・氏名	CEO LI ZHIBO			
4	事 業 内 容	投資業			
(5)	資 本 金	70,000,000シンガポールドル			
6	設 立 年 月 日	2019年7月11日			
7	決 算 期	12月31日			
8	従 業 員 数	20名			
9	主要取引先	金融機関、投資家			
10	主要取引銀行	DBS銀行、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行			
(1)	主たる出資者及び	LIVIA 9 HADDIET Dto Ltd. 1000/			
	その出資比率	LIVIA & HARRIET Pte. Ltd. 100%			
(12)	当事会社間の関係				
		同社は当社の筆頭株主かつ主要株主であり、当			
	資本関係	社 普 通 株 式 を 2,230,000 株 (議 決 権 比 率			
	資本関係	10.13%)、当社第19回新株予約権を14,880個			
		(1,488,000株分) 保有しております。			
		同社は当社役員のうち2名を指名する権利を有			
	人 的 関 係	しております。なお、同権利に基づく同社の指			
		名役員はおりません。			
		当社と同社との間で極度方式基本契約(借入極			
	取引関係	度額:35,000,000 米国ドル)を締結し、これ			
	4X	に基づき当社は同社から借入を行っておりま			
		す。			
	関連当事者への	同社は当社の主要株主となります。			
** - 1					

[※]守秘義務により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

4. 募集の目的及び理由

(1)募集の目的

当社グループは、前連結会計年度において、戦略的コア事業として、新規にグローバルベースでのAIデータセンター事業を立ち上げ、これを展開・拡大するために、経営体制を刷新するとともに、高度人材の獲得を推進してまいりました。事業上は、世界中で供給が逼迫するNVIDIA製GPUについて、台湾サーバー機器サプライヤー各社との業務提携を通じて確保する戦略を採用・実行し、大型GPUクラスターの運用を最適化する独自アルゴリズムシステム『TAIZA』の開発・構築等を進め、事業パートナー及び事業パートナー候補との連携・協議を深化させてまいりました。また、これらの取組みと並行して、グローバルネットワークを活用した営業活動も推進し、国内を中心とするアジア及び欧州でのAIデータセンターサービスの提供に向けて大型の見込パイプライン数が拡大しております。

このような状況において、当社は、2025年7月10日付「大口受注のお知ら せ | において公表いたしましたとおり、同日付で、第1号のAIデータセンター案 件(以下、「第1号案件 といいます。)として、業務提携先であるナウナウジャ パン株式会社(本社:東京都中央区、代表者:近江 麗佳)を通じて、間接的 に、世界最大規模のクラウドサービスプロバイダーである顧客との間で、大阪府 内に開設予定のAIデータセンターに係る大口のサービス利用契約(契約期間3年 間、当社の意思により2年間の延長が可能、年間135.342千米国ドル(20.401 百万円)、3年総額406,026千米国ドル(61,203百万円)、5年総額676,710千 米国ドル(102.005百万円)。いずれも1米国ドルを2025年8月末日の終値 147.02円にて円換算)を締結し、第1号案件のプロジェクトが進捗しておりま す。また、これに先立ち、2025年7月4日付「固定資産(NVIDIA製B200を搭 載したGPUサーバー)の取得に関するお知らせ」(以下、「固定資産取得開 示」といいます。)において公表いたしましたとおり、第1号案件のAIデータセ ンターに導入するため、業務提携先であるGIGA COMPUTING CO.. LTD. (本社:台湾新北市、代表者:CEO、Daniel Hou) との間で、NVIDIA製 B200 (5.000個) を搭載したGPUサーバー (625台) 一式の固定資産取得に係 る売買契約(以下、「本売買契約 といいます。)を同日付で締結いたしまし to

本売買契約による固定資産の取得資金は、272百万米国ドル(引渡完了日は2025年9月、最終的な支払期日は2025年12月を予定。既支払額は20百万円米国ドル(2,918百万円)、第三者割当により2024年2月29日付で発行した新株式及び第19回新株予約権※1、並びに2025年3月6日付で発行した第20回新株

予約権による調達資金2.750百万円、本基本契約に基づく借入金168百万円を充 当。未払額は252百万米国ドル(1米国ドルを2025年8月末日の終値147.02円 にて円換算した金額は37.049百万円))となりますが、AIデータセンターサー ビスの提供には、その他にも関連設備の取得やデータセンターのサイト利用など に係る多額の資金が必要となります。固定資産取得開示及び2025年7月16日付 「第三者割当による新株式、並びに第19回及び第20回新株予約権に係る資金使 途の変更に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、この第1号案件 の固定資産取得に係る今後の必要資金について、AIデータセンター顧客からの前 受金33百万米国ドル(入金日は2025年9月から同年10月を予定。1米国ドルを 2025年8月末日の終値147.02円にて円換算した金額は4.974百万円)、借入 金、並びに当該新株式、第19回及び第20回新株予約権による調達資金を充当予 定とし、その後、調達コスト最適化の観点から、2025年8月12日付「新株予約 権に係る発行登録に関するお知らせ」のとおり、更に迅速かつ機動的に新株予約 権による資金調達を行うことができるよう、同日付で発行登録(以下、「本発行 登録」といいます。)を行い、資金調達と支払のタイミング次第で、本発行登録 に係る新株予約権による調達資金もこれに充当することといたしました。また、 第1号案件のプロジェクトが進捗するなかで、並行して多額の資金を必要とする 複数の大型見込パイプラインの確度が高まってきている状況に鑑み、一定のプロ ジェクト利益を確保しつつ、事業機会を逸することなく獲得し、財務基盤の強化 を図るため、相当規模の自己資金を機動的に確保することが必要と判断し、本発 行登録に係る新株予約権による調達資金について、第1号案件以外の案件も含 む、AIデータセンター事業における設備投資資金及び運転資金等に充当予定とい たしました。

その後、第1号案件のプロジェクト進捗と並行して、その他複数の大型見込パイプラインの状況も進捗いたしましたが、特に第1号案件の2倍程度の事業規模が見込まれ、当期中のローンチを目指しているオーストラリアの大型パイプライン(以下、「第2号案件」といいます。)の受注確度が特に高まっております。当社グループの足元の企業規模(2025年3月期連結会計年度において、売上高2,942百万円、新規のAIデータセンター事業向けに多額の先行投資を行った影響等で営業損失496百万円、経常損失613百万円、親会社株主に帰属する当期純損失654百万円を計上。2026年3月期第1四半期連結累計期間末における総資産残高6,416百万円、純資産残高4,716百万円、現預金残高1,997百万円)と比較して、各AIデータセンタープロジェクトの事業規模が大きく、かつ、必要となる投資金額(第1号案件に係る初期投資金額の総額は概算見込額で43,193百万円)も多額であることや第1号案件の借入先候補である金融機関等との協議状況を踏

まえ、第1号案件及び第2号案件のプロジェクト資金に充当するため、このタイミングで、本発行登録に係る新株予約権の発行による資金調達(以下、「本資金調達」といいます。)を行うことが適切と判断し、2025年9月10日付の取締役会において、本発行登録の枠内で、First Plus社に対する第三者割当の方法により本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。本資金調達により、1株あたり株主持分等の希薄化が生じますが、調達資金を活用した戦略投資などによる今後の当社グループの事業成長、財務基盤の拡充、割当予定先との関係強化などを通じ、当社グループの企業価値向上と、既存株主の利益にも繋がるものと考えております。なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

本資金調達に先立ち、割当予定先である当社の筆頭株主かつ主要株主である First Plus社からは、当社を資金面で支援するため、当社第19回新株予約権の全量となる14,880個(1,488,000株)の行使代金に係る事前の払込み※1及び本基本契約に基づく当社に対する5,000,000米国ドル※2(1米国ドルを2025年8月末日の終値147.02円にて円換算した金額は735百万円)の貸付けが行われており、今後も当社の資金ニーズに応じて、貸付けが行われる可能性があります。また、海外送金に係る時間的制約などを考慮し、本新株予約権の行使による払込金額について、この金銭債権による現物出資が行われる可能性があります。

なお、本新株予約権の発行は専ら資金調達を目的としたものであり、First Plus社に対する経営権の付与を意図したものではないことから、本第三者割当契約において、First Plus社の当社普通株式の所有割合が当社の発行済株式総数の33%を超える場合、当社の事前承諾を要する旨を定める予定です。また、過度な希薄化を抑制するため、本第三者割当契約において、本新株予約権の累計行使数が220,000個を超える場合、当社又は当社子会社が本第三者割当契約の締結後、第1号案件と同種のAIデータセンタープロジェクトに係る顧客との利用契約又はGPUサーバーの購入契約を締結し、当該事実を株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)のTDnetを通じて適時開示するまでの間は、当社の事前承諾を要することとされる予定です。但し、本第三者割当契約の締結日までに第2号案件に係る顧客との利用契約又はGPUサーバーの購入契約を締結し、当該事実を東京証券取引所のTDnetを通じて適時開示した場合を除きます。

※1. First Plus社からは行使代金に係る事前の払込みが行われており、同社による外国為替及び外国貿易法第27条に基づく事前届出の審査が完了次第、行使された全株式を発行する予定です。なお、First Plus社におい

て、当該事前届出手続きは、第19回新株予約権の取得時点ではなされておらず、当社の資金ニーズに応じて、行使代金に係る払込みを事前に行うことも可能であることから、第19回新株予約権の行使による当社株式の取得を決定した際に事前届出手続きを行うこととされておりました。

※2. 一部弁済により、現在の残高は4,849,128米国ドル (1米国ドルを2025 年8月末日の終値147.02円にて円換算した金額は712百万円)

(2)資金調達方法の概要

本資金調達は、第三者割当の方法による対象株式数を44,000,000株とし、行使期間を1年間とする行使価額固定型の本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値(以下、「東証終値」といいます。)2,666円の46.89%に相当する1.250円としております。

本新株予約権が全て行使された場合に交付される総株式数は44,000,000株 (議決権個数440,000個)であり、2025年8月29日現在の当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の発行済株式総数22,103,051株に対して199.07%(総議決権数(219,674個)に対する割合200.30%。小数点以下第3位を四捨五入)となる見込みです。

(3)資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開や外部環境等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。具体的には、下記「<他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行うとともに、下記「<本資金調達方法のメリット>」及び「<本資金調達方法のデメリット>」を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択であると判断し、その発行を決議いたしました。

<本資金調達方法のメリット>

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される44,000,000株で固定されており、将来的な株価の変動によって潜在株式数が変動することはなく、当初

の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

②取得条項

本新株予約権は、発行後において、当社取締役会の決議に基づき、いつでも、30取引日前までに対象となる本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に通知することによって、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、資本政策の柔軟性を確保でき、また、株価が行使価額を上回っている状況において当該取得条項を行使することで間接的に行使促進を図ることも可能となります。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本第三者割当契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

4)行使制限

本新株予約権は、過度な希薄化を抑制するため、本第三者割当契約において、本新株予約権の累計行使数が220,000個(22,000,000株)を超える場合、当社又は当社子会社が本第三者割当契約の締結後、第1号案件と同種のAIデータセンタープロジェクトに係る顧客との利用契約又はGPUサーバーの購入契約を締結し、当該事実を東京証券取引所のTDnetを通じて適時開示するまでの間は、当社の事前承諾を要することとされる予定です。但し、本買取契約の締結日までに第2号案件に係る顧客との利用契約又はGPUサーバーの購入契約を締結し、当該事実を東京証券取引所のTDnetを通じて適時開示した場合を除きます。また、本第三者割当契約において、割当予定先による当社普通株式の所有割合が当社の発行済株式総数の33%を超える場合、当社の承認を要する旨を定める予定です。

<本資金調達方法のデメリット>

①不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

②権利不行使

本新株予約権については、行使価額が固定されております。従いまして、発 行後の株価水準によっては、本新株予約権者による一部又は全部の行使がなさ れず、当社が想定した資金調達額を下回る可能性があります。

③エクイティ性証券の発行の制限

本第三者割当契約において、当社は、本第三者割当契約締結日から、6ヶ月 を経過する日までの間、本新株予約権者の事前の書面による同意がない限り、 株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与さ れた証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について 制約を受けることとなります。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社 の役員及び従業員を対象とするストックオプション及び譲渡制限付株式を発行 する場合(当該ストックオプションの行使により株式を発行する場合を含みま す。)、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限 らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該 他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社 若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目 的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。)を除きます。

④買取請求

本第三者割当契約には、(i)割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ 月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、(ii)東京証券 取引所における当社株式の取引が5取引日以上の期間にわたって停止された場 合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して通 知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買取ることを請求すること ができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求がなされた場合、 15取引日以内(但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合 は、当該満了日まで)に、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行 価額と同額の金銭を支払うことにより、当該買取請求に係る本新株予約権の全 部を買取ります。従いまして、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点 で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、本新株予約 権発行後、東京証券取引所における当社株式の取引が5取引日以上の期間にわ たって停止した場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取 請求を行ったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないこと により、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約 権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権に よる最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑤既存株式の大幅な希薄化

本新株予約権の行使がすべて行われた場合、44,000,000株の株式が交付さ れるため、既存株式の大幅な希薄化が生じることになります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

①公募増資、株主割当 (ライツ・オファリング)

当社が成長投資を推進していることで収益が不安定であることや当社株式の取引状況において売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当(ライツ・オファリング)による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、今回の資金調達の方法として適当ではないと判断いたしました。

②新株式の第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、現時点では割当予定先のFirst Plus社を除き、適当な割当先が存在いたしません。なお、本資金調達においては、First Plus社の意向により新株式を含めないことといたしました。

③金融機関からの借入

足元の財政状態(2026年3月期第1四半期連結累計期間末における総資産 残高6,416百万円、純資産残高4,716百万円、現預金残高1,997百万円、自己 資本比率72.6%)及び調達予定金額55,809百万円に鑑み、調達金額全額を負 債で調達した場合、調達コストに影響を及ぼす可能性があるほか、財務健全性 が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途 とのバランスを考慮し、今回の資金調達の方法として適当ではないと判断いた しました。

④転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあります。一方で、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり財務健全性が低下するとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となることから、今回の資金調達の方法として適当ではないと判断いたしました。また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしまし

to

⑤行使価額修正型新株予約権の発行

割当予定先のFirst Plus社はトレーディング部門を有しておらず、行使価額 修正条項付新株予約権の行使運用が困難であることから、今回の資金調達方法 として適当ではないと判断いたしました。

(4)特定引受人に対する本新株予約権の割当に関する監査等委員会の意見

本第三者割当の割当予定先であるFirst Plus社は、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。この点、2025年9月10日付の取締役会において、監査等委員会(3名中2名が社外取締役である監査等委員)は、第1号案件及び第2号案件のプロジェクト資金に充当するための資金需要が迫っていること、今後の当社グループの事業成長を推進するための資金調達の必要性があること、First Plus社の当社の事業に対する理解と当社との関係及びその保有方針から同社は割当予定先として相当であること、本新株予約権の発行価額は第三者機関の評価結果を踏まえた妥当なものであること、本新株予約権の発行に際しては、既存株主の意思を確認するために株主総会特別決議による承認を得ることが条件とされており、既存株主への配慮がなされていること等を踏まえて、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するFirst Plus社に対する本新株予約権の割当ての必要性及び相当性が認められる旨の意見を表明しております。

5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額 (円)
55,000,000,000	230,000,000	54,770,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 (55,000,000,000円) であります。なお、本新株予約権の発行価額 の総額(809,600,000円) は、割当予定先の当社に対する貸金元本債 権及び当該貸金元本債権に係る利息債権との相殺となるため、払込金額の総額には含まれておりません。また、割当予定先の当社に対する 貸金元本債権又は当該貸金元本債権に係る利息債権の残高が存在する 場合、本新株予約権の行使に際して、当該債権による現物出資が優先される予定です。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用、弁護士 費用、登録免許税及び発行登録追補書類作成費用その他です。
- 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株 予約権を取得し、若しくは買取った場合には、払込金額の総額及び差 引手取概算額は減少する可能性があります。

(2)調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額54,770,000,000円の具体的な使途及び支出予定時期は、 以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
AIデータセンター事業における	54,770	2025年10月から
設備投資資金及び運転資金等		2026年12月

(注) 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当 するまでの間、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金の全額をAIデータセンター事 業における第1号案件及び第2号案件に係るGPUサーバー一式若しくは関連・ 周辺設備等の設備投資資金、人件費若しくは外部委託費等の運転資金、データセ ンターサイト利用に係る敷金、賃借料若しくは水道光熱費、又は本新株予約権の 払込みに先行して充当した借入金710百万円(データセンターサイト利用に係る 一時金として480百万円、GPUサーバー一式の取得資金として168百万円、その 他関連・周辺設備等向けに62百万円を充当済み)の返済に充当する予定です。 第1号案件に係る総投資金額といたしましては、GPUサーバー一式向けに272百 万米国ドル(うち、20百万円米国ドル(2.918百万円)を支払済み。未払額は 252百万米国ドル(1米国ドルを2025年8月末日の終値147.02円にて円換算し た金額は37.049百万円))、関連・周辺設備等向けに15百万米国ドル(1米国 ドルを2025年8月末日の終値147.02円にて円換算した金額は2.205百万円)、 人件費、外部委託費、保守費用等の運転資金として月額70百万円、データセン ターサイト利用に係る敷金として2,400百万円、賃借料・水道光熱費・保険料と して月額450百万円を見込んでおり、第2号案件は第1号案件の2倍程度の事業 規模であることから、必要投資金額として、同種の資金使途向けに第1号案件の 約2倍の金額を想定しております。なお、充当金額の内訳につきましては、本基 本契約による借入や他の資金調達方法の調達コスト及び支払条件、本新株予約権 の払込み時期等によるため未定としております。

本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また、株価が行使価額を下回る状況等では権利行使が行われず、本新株予約権の行使価額についても調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記本新株予約権の手取金の使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、実際の資金調達額が発行時における当初の予定金額に到達しなかった場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「4. 募集の目的及び理由(1) 募集の目的及び理由」、「5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載した事項に必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社グループの成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:山本 顕三、住所:東京都千代田区紀尾井町4番1号)に算定を依頼いたしました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価(2,666円)、ボラティリティ(113.2%)、当社

- 20 -

の予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(0.7%)、当社株式の流動性、権利行使期間終了時点において本新株予約権が残存する場合において発行会社による取得が行なわれるものとすること等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の株価動向(本発行決議日前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、1年間の東証終値の単純平均値、ボラティリティ、高値、安値)を勘案し、本新株予約権の行使による払込の蓋然性を高めるため、割当先と協議により、1,250円(本発行決議日前取引日の53.11%ディスカウント)と決定いたしました。そのうえで、当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(1,840円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額(1,840円)で決定いたしました。

本新株予約権の行使価額である1,250円は、本発行決議日前取引日の2,666円に対して53.11%のディスカウント、本発行決議日前取引日までの直前1ヶ月間の東証終値の単純平均値である2,719円に対して54.03%のディスカウント、同直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である2,752円に対して54.58%のディスカウント、同直前6ヶ月間の東証終値の単純平均値である1,876円に対して33.37%のディスカウント、同直前1年間の東証終値の単純平均値である1,417円に対して11.79%のディスカウントとなる金額です。当社株価は、2024年10月に1,000円から1,300円程度で推移しておりましたが、2024年12月にかけて619円まで下落いたしました。その後、2025年5月下旬より急騰し、2025年7月11日に4,320円の高値を付け、2025年8月29日には2,217円まで下落しており、特に直近6か月間において乱高下を繰り返しております。このような当社株式の株価動向に鑑み、より確実に必要な金額の資金調達を行うため、割当先との協議により、この行使価額に決定いたしました。

なお、2025年9月10日付取締役会において、当社監査等委員会(うち、 社外取締役である監査等委員は2名)から当該算定機関は、当社と継続的な 取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められる こと、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新 株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われて いる当該算定機関の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価 額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないとの見解に ついても一定程度理解できるものの、行使価額を本発行決議日前取引日の終 値である2,666円より53.11%ディスカウントしていること、第2号案件の受注が未確定であり、受注が確定した場合の開示が株価動向に影響を及ぼし得ること等を踏まえると、払込金額についても有利な金額による発行に該当する可能性も否めない旨の意見が述べられております。そこで当社としては、保守的に判断し、本新株予約権の払込金額は、会社法第238条第3項第2号に定める特に有利な金額による発行に該当する可能性があることから、既存株主の皆様のご意思を確認するためにも、本臨時株主総会において、株主の皆様からの特別決議によるご承認をいただけることを条件に、本新株予約権の発行を行うことといたしました。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される総株式数は44,000,000株 (議決権個数440,000個) であり、2025年8月29日現在の当社株式の発行済株式総数22,103,051株に対して199.07% (総議決権数(219,674個) に対する割合200.30%。小数点以下第3位を四捨五入)となる見込みです。

このような希薄化が生じるものの、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。なお、当社は、2025年7月16日付「業績予想の開示に関するお知らせ」のとおり、第1号案件に係る収益を反映させ、2026年3月期連結会計年度の業績予想について、売上高16,419百万円(前期比458.09%増)、営業利益3,173百万円(前期は496百万円の損失)、調整後EBITDA 8,554百万円(前期は△169百万円)、経常利益2,511百万円(前期は613百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益2,048百万円(前期は654百万円の損失)としており、この業績予想には第2号案件以降のプロジェクト収益は反映させておりません。

また、本新株予約権及び未行使の当社第19回新株予約権の目的である当社普通株式数45,488,000株に対して、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は2,686,684株であり、一定の流動性を有していることからも、上記発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7. 第三者割当による新株予約権の内容 本新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

データセクション株式会社第23回新株予約権(第三者割当) 発行要項

1. 本新株予約権の名称

データセクション株式会社第23回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

- 2. 申込期間 2025年10月17日
- 3. 割当日 2025年10月17日
- 4. 払込期日 2025年10月17日
- 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をFirst Plus Financial Holdings Pte. Ltd.に割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式44,000,000株 (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

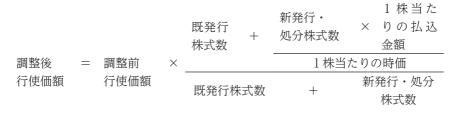
(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

440,000個

- 8. 各本新株予約権の払込金額 新株予約権1個当たり金1,840円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
- (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下のいずれかとし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。
 - ①金銭
 - ②当社及びFirst Plus Financial Holdings Pte. Ltd.の間の2025年8月4日付極度方式基本契約(極度額は35,000,000米国ドル。その後の変更を含む。)に基づき、同社が当社に対して有する貸金元本債権及び当該貸金元本債権に係る利息債権
- (2)本新株予約権の行使価額は、1,250円とする。但し、行使価額は第10項に定める調整を受ける。本項第(1)号②に従い米国ドル建ての金銭債権が出資される場合においては、かかる金銭債権の価額は、本新株予約権の行使日の直前の営業日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づいて日本円に換算されるものとする。
- 10. 行使価額の調整
- (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその 最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる 発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があ る場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数とする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予 約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用し て算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日とし、無償割当て の場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受 ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用 する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下 回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該 基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としていると きには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日 の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承 認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

調整後行使価額

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数 第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために 行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由等の発生又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調

整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響 を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月20日から2026年10月19日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1)当社は、本新株予約権の発行後に、本新株予約権の取得が必要であるとして当社取締役会が決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って30取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3)当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所において上場廃止となる場合には、上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4)本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本 準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 15. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期
- (1)本新株予約権を行使する場合には、第11項記載の本新株予約権の行使期間中に第18項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2)本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭の場合には、前号の行使 請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される金銭の価 額の全額を現金にて第19項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 の当社の指定する口座に振り込むものとし、本新株予約権の行使に際して出資さ れる財産が金銭債権の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、当該 金銭債権を給付するものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求は、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭の場合には、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭債権の場合には、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭債権の全額が給付された日に効力が発生するものとする。(4)本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができな
- 16. 新株予約権証券の不発行

11

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評

価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,840円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

データセクション株式会社 グループ経営企画部又はその時々における当該業 務担当部署

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、振替株式の新規記録又は自己 株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

21. その他

- (1)上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生、発行登録 追補書類の提出、並びに2025年10月17日開催予定の当社臨時株主総会における 発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案及び本新株予約権の発行に 係る議案の承認を条件とする。
- (2)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル3階

ベルサール八重洲「Room 4」

TEL: 03-3548-3770



交通のご案内

東西線・銀座線・浅草線「日本橋駅」(A7出口直結)

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線「大手町駅」B10 出口徒歩2分 JR線 「東京駅」八重洲北口 徒歩4分





